

# 第3期 特定健康診査等実施計画

神奈川県建設業健康保険組合

平成30年4月

## ○背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、急速な少子高齢化に伴い、医療費は増加の一途をたどり、各医療保険者においては、より一層の医療費の抑制対策が求められている。特に生活習慣病に関しては、死亡原因の約6割を占めており、国民医療費における生活習慣病の割合も約3分の1であること等から、生活習慣病予防対策が緊急の課題となっている。

生活習慣病の原因として主に日常の不健康な生活があげられ、その発症、重症化の過程においてメタボリックシンドロームは大きな要因であることから、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少を目指すことが重要である。

医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施にあたり、厚生労働省の示す「特定健康診査等基本指針」に基づき、6年を1期とした「特定健康診査等実施計画」を制定することとされ、平成30年度からは第3期を迎える。

以上のことから当健康保険組合としての特定健康診査等に関する基本的事項、目標、実施方法等について、「第3期特定健康診査等実施計画」を制定し、これに基づきより効率的かつ効果的な特定健康診査等を実施することとした。

## ○神奈川県建設業健保組合の現状

当健保組合は、土木建築等を主たる業とする事業所が加入している総合健保組合である。

平成29年度末の事業所数は220社で、全て神奈川県内に所在している。ただし、支店や営業所は若干他県にもあるが、被保険者及び被扶養者はほんのわずかにすぎない。加入事業者は、中小事業者が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の72.7%を占めている。

1事業所あたりの平均被保険者数は約21人である。当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が47.88歳で、建設業ということもあり男性が全体の81.6%を占めている。

また、40歳以上の被保険者及び被扶養者は、年々増加の一途を辿っており、年齢が上がると同時に医療機関にかかる頻度も上がり、掛かる医療費の伸びも増加し、健康診断の必要性は被保険者自身及びその家族の健康はもとより、健康保険組合の運営上も極めて重要な取組となっている。

健康診断については、当組合の契約健診機関及び検診車で巡回により行っている。

構成人員数（平成30年3月末） (人)

被保険者		被扶養者		合計	
男性	女性	男性	女性	男性	女性
3,891	878	1,338	2,965	5,229	6,107

## ○特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査の基本的な考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同で、40 歳以上を対象とするメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病・高脂血症・高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖・血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々で疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2. 特定健康診査の実施に係る留意事項

未受診者及び市町村国保の行う健康診断等を受診して当健保組合にデータが無い者に対して調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

### 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業所が実施する労働安全衛生法に基づく健康診断と、当健保組合が実施する特定健康診査を含む生活習慣病健診・人間ドックを共同で実施する。

被保険者が特定健康診査のみを受診した場合は、健診費用は事業者が負担とする。

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを委託健診機関又は事業者から受領する（高齢者医療確保法第 27 条による）。

受領したデータを基に、保健指導を行う。

### 4. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## ○達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度における被保険者・被扶養者の目標実施率を 85%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

被保険者 (人)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	3,550	3,543	3,536	3,529	3,522	3,515
目標実施者数	3,018	3,082	3,147	3,211	3,275	3,339
目標実施率(%)	85.0	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0

被扶養者 (人)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	1,550	1,547	1,544	1,541	1,538	1,535
目標実施者数	552	634	714	794	874	954
目標実施率(%)	35.6	41.0	46.2	51.5	56.8	62.1

被保険者 + 被扶養者 (人)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,050
目標実施者数	3,570	3,716	3,861	4,005	4,149	4,293
目標実施率(%)	70.0	73.0	76.0	78.9	81.9	85.0

## 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における被保険者・被扶養者の特定保健指導目標実施率を 30%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

被保険者 + 被扶養者

(人)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	893	929	965	1001	1037	1073
動機付け支援	304	316	328	340	353	365
積極的支援	589	613	637	661	684	708
目標実施率(%)	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0

※特定保健指導は、業者との委託契約により行う。

## 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査等の実施の成果に係る目標は、特定保健指導対象者の減少率を 25%とする。

## ○特定健康診査の実施方法

### 1. 実施場所

生活習慣病健診・人間ドックは、委託健診機関で実施する。

また、被扶養者の特定健康診査は、健保連 集合契約で実施する。

特定保健指導については、各事業所の担当者と調整し、各事業所または指定の場所で委託業者により実施する。

### 2. 実施項目

実施項目は、特定健康診査及び特定健康診査項目を含む生活習慣病健診・人間ドックの項目とする。

### 3. 実施時期

#### ①特定健康診査

実施時期は通年とする。

ただし、被扶養者の健保連 集合契約については 4～12 月とする。

#### ②特定保健指導

各健診実施後に対象者を選定し、通年実施する。

#### 4. 委託の有無

##### ①特定健診

委託健診機関と個別契約を締結し、委託する。

被扶養者が遠隔地にいる場合など県内の契約健診機関で受診が困難なときは、健保連 集合契約を締結する。

##### ②特定保健指導

業者と委託契約により、被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合でも、特定保健指導を受けられる。

#### 5. 受診方法

##### ①特定健診

当健保組合契約健診施設又は健保連 集合契約により、特定健康診査を受診する。

被扶養者には受診券を発行し、対象者の自宅に送付することにより健保連 集合契約での受診を周知する。

被保険者・被扶養者は、健康保険被保険者証とともに受診券等を健診機関に提出して受診する。

##### ②特定保健指導

事業所の担当者と日程調整し、事業所内で初回面接を行う。

また、対象者の希望により事業所以外で実施する。

#### 6. 周知・案内方法

加入者への周知は、当健保組合機関紙やホームページに掲載して行う。

被扶養者については、特定健康診査受診券を発行し、自宅へ直接郵送し案内する。

#### 7. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から電子データを月単位受領し、当組合で保管する。

特定保健指導についても同様に電子データで受領する。

なお、保管年数は全て5年とする。

#### 8. 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から神奈川県内の者から優先し、効果の面からは40歳代の者から優先して選出する。

## ○個人情報保護

当健保組合は、神奈川県建設業健康保険組合の個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合の庶務課職員に限る。

外部委託する場合は、データの利用範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## ○特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合ホームページに掲載することにより行う。

## ○特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年業務検討委員会において見直しを検討し、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。